



## はじめに



近年の急速な少子高齢化や核家族化などにより、地域社会や家族での相互扶助能力の低下、近隣住民との交流の減少など、地域力が弱体化し社会問題となっています。社会環境が大きく変化する中、地域住民相互の繋がりである「絆」の大切さや、コミュニティ（地域共同体）の構築がさらに重要となります。

山県市社会福祉協議会では、地域の福祉活動を推進するため2019年（平成31年）から2023年（平成35年）までの「第3次山県市地域福祉活動計画」を策定しました。また、2018年（平成30年）に策定された、第3次山県市地域福祉推進計画の理念「支え合い 誰もが健やかに安心して暮らせるまち」を共有しておりますし、更に策定することだけが目的ではなく、福祉活動を推進していくことが重要であると考えております。

ひとりでも多くの住民の皆さまに参画を働きかけ、共に支え合う地域づくり、安心して暮らせるまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

また、本活動計画は、第3次山県市地域福祉推進計画と一体的なものであり、地域福祉の充実・発展という共通目標に向かって連携・協働して地域福祉の推進に繋げてまいります。

最後に、本計画策定にあたり、多大なるご尽力いただきました地域福祉活動計画策定・推進委員の皆さまには心から感謝を申し上げまして、私の言葉とさせていただきます。

2019年（平成31年）3月

社会福祉法人 山県市社会福祉協議会  
会長 丹羽 英之

## 目次

◆第1章 山口市地域福祉活動計画策定にあたって	
1 地域福祉とは	2
2 地域福祉活動計画策定の背景	2
3 地域福祉活動計画の位置づけ	2
4 地域福祉推進計画と地域福祉活動計画との関係性	3
5 地域福祉活動計画の基本理念	3
6 計画期間	4
◆第2章 山口市を取り巻く現状と課題	
1 山口市の人口等の現状	6
(1) 総人口の推移	6
(2) 年齢3区分別人口の推移	7
(3) 将来人口の推移	8
(4) 家族類型別一般世帯数と世帯人員数の推移	9
(5) 高齢者世帯数(单身・夫婦)	9
(6) 高齢化率の推移	10
(7) 合計特殊出生率の推移	10
(8) 子育て世帯の推移	11
(9) 障がいのある人の状況	12
(10) 要支援・要介護者の数	13
2 山口市における地域課題	13
(1) 地域活動への参加促進、地域後継者の育成	13
(2) 高齢者の見守り、仲間づくり、居場所づくりなど	14
◆第3章 施策の展開	
山口市地域福祉推進計画の基本目標	16
山口市地域福祉活動計画の体系	17
第3章の見方	18
1. 小地域ネットワークづくり	19
2. 近隣たすけあいネットワーク支援	20
3. 生活支援担い手養成	21
4. 安心いきいき台帳の登録推進	22
5. 要援護者救急搬送	23
6. ボランティア・市民活動支援	24
7. ボランティア活動の助成	25

8. ふれあいサロン推進	26
9. 福祉出前講座	27
10. いきいきつどいクラブ(買い物支援事業)	28
11. 福祉総合相談	29
12. ひきこもり支援	30
13. 生活困窮者の支援	31
14. 福祉サービスの利用援助	32
15. 子どもの学習支援	33
16. 福祉活動推進校支援	34
17. まもリズム(センサーによる見守り)	35
18. 病児保育おひさま	36
19. ぬくもりの家(宅老所)	37
20. 福祉車両貸出	38

◆用語集	39
------	----

◆資料編

山県市地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱	42
山県市地域福祉活動計画策定・推進委員会委員名簿	44

# 第1章

山縣市地域福祉活動計画策定にあたって



## 1. 地域福祉とは

地域における様々な問題・課題について、住民自らが気づき、それを自分たちの問題として共に考え、問題解決へ向けて活動していく住民の主体的な支え合いネットワークづくりのことを言います。さらに住民主体の福祉活動を支える多様な関係機関・団体ネットワークを形成し、誰もが人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるような地域社会と考えられています。

## 2. 地域福祉活動計画策定の背景

個人や家族間で解決することを「自助」、隣近所の助け合い・支え合いで解決することを「共助」、行政等が公的に支援することを「公助」と言います。近年は家族構成の変化による自助の弱体化、近所付き合いなどの共助の希薄化が指摘されています。また、福祉の問題は多様化・複雑化しており、従来の縦割り制度では対応できなくなってきました。

地域住民が「他人事」を「我が事（自分の事）」として捉え、地域住民同士で、制度の狭間で困っている人達を、「丸ごと」包み込み支援していくことが重要になります。つまり、地域福祉の主体は地域住民であり、地域住民が地域の課題に取り組み解決していくことが、今後の地域福祉の要になっていきます。この計画はそれぞれの課題に対する5年後、10年後の指標として策定するものです。

## 3. 地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉推進計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画となります。

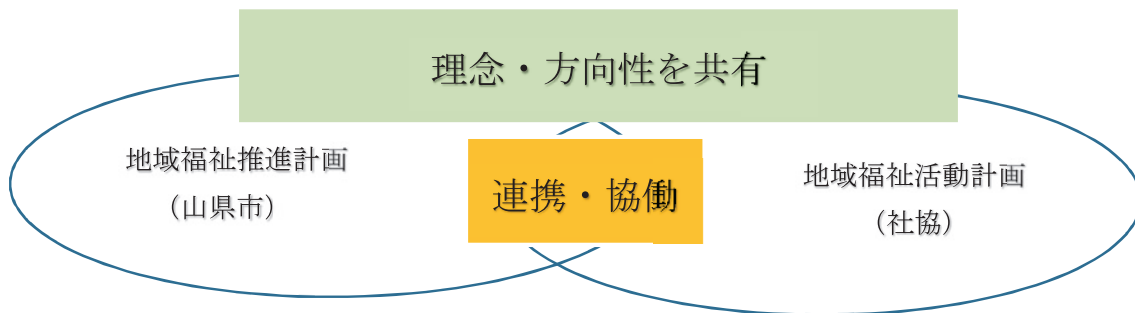
「地域福祉活動計画」は、「地域福祉活動計画策定指針（平成15年全国社会福祉協議会）」の規定に基づき社会福祉協議会（以下「社協」）の呼びかけで、住民、地域において社会福祉に関する活動をおこなうもの、社会福祉を推進することを目的とする事業（福祉サービス）を運営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画となります。

## ■根拠法令・計画の性格

	地域福祉推進計画	地域福祉活動計画
策定の根拠法等	社会福祉法第107条	全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	行政の計画	民間の活動計画
計画の策定主体	住民などの参加を得て行政が策定	市町村社会福祉協議会 (地域住民や各種団体が主体的に策定)

### 4. 地域福祉推進計画と地域福祉活動計画との関係性

地域福祉推進計画は行政計画として、地域福祉活動計画は地域住民の活動計画として、地域福祉の推進を目指すものであることを考えると、両計画は対を成す計画といえます。両計画は理念や方向性を共有し、共通の目的に向かい地域福祉を推進していくことができるよう、山口市と社協がお互いに連携・協働しあって計画を進めていきます。



### 5. 地域福祉活動計画の基本理念

今日において少子高齢化、生活形態の多様化、そして地域社会の変化によって地域における課題は複雑化しています。また、支援を必要としている人は、地域社会との関わりが希薄となり社会的に孤立していることが多く、抱えている問題が深刻化しています。

これらの問題は、地域住民が他人事ではなく自分の問題「我が事」と捉え、地域ぐるみ「丸ごと」で考え取り組み、住み慣れた地域で安心して生活するために、地域内で地域の課題や、個人の問題を解決していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、地域福祉推進計画と同様に「支え合い 誰もが健やかに安心して暮らせるまち」を基本理念とします。

## 6. 計画期間

計画期間は2019年（平成31年）から2023年（平成35年）までとします。

計画の進捗状況や地域福祉が取り巻く社会情勢の変化等を把握し、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直しをします。

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
地域福祉活動計画 （社協）		策定	←				→
地域福祉推進計画 （市）	策定	←				→	

## 第2章

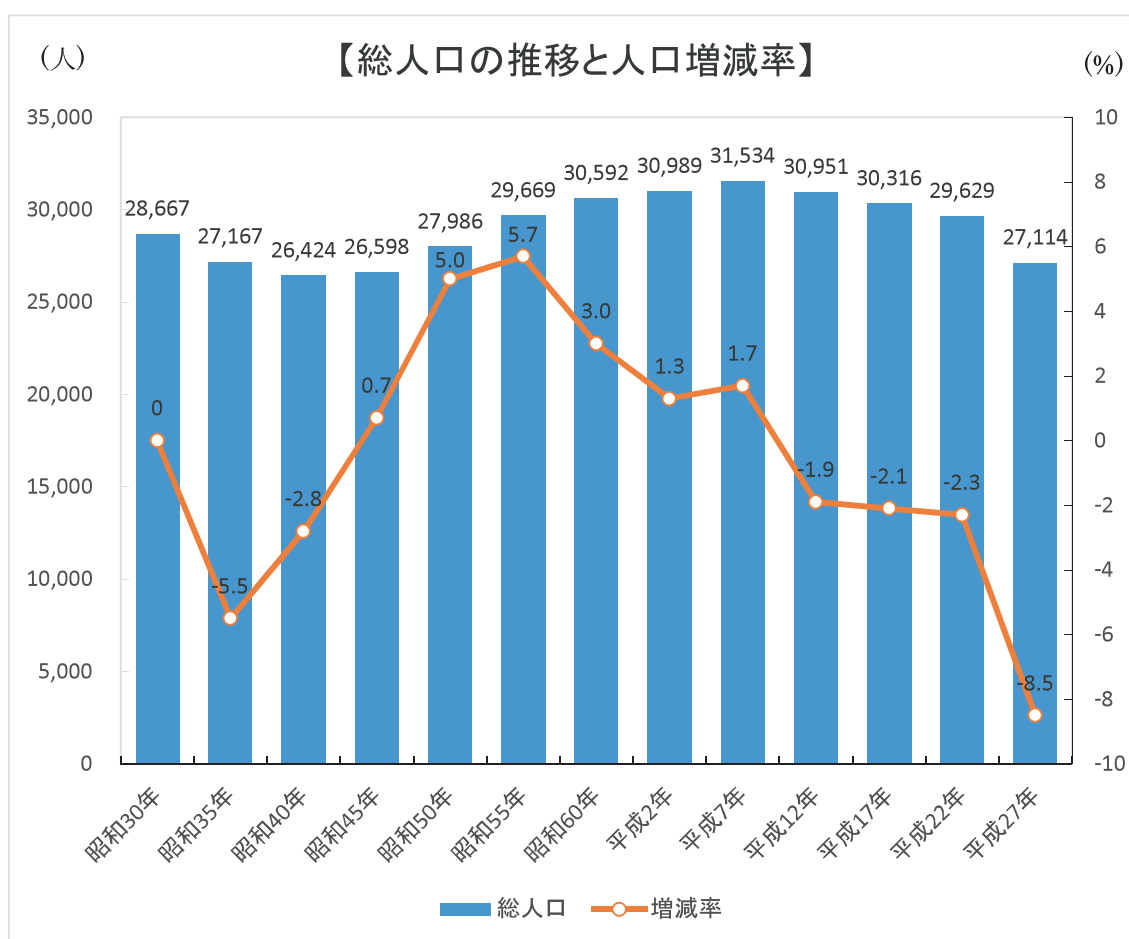
### 山口市を取り巻く現状と課題

## 1. 山県市の人口等の現状

### (1) 総人口の推移

本市の総人口は、1965(昭和40)年以降増加傾向にあり、ピークとなる1995(平成7)年までの30年間で5,110人増加しました(26,424人→31,534人)。しかし、それ以降は減少に転じ、直近の国勢調査(2015(平成27)年)では、27,114人と、ピーク比約14.0%減少しています。

2015(平成27)年の総人口数は県内順位21位であり、県人口に占める割合は、1.5%(1980(昭和55)年)→1.3%(2015(平成27)年)となっています。



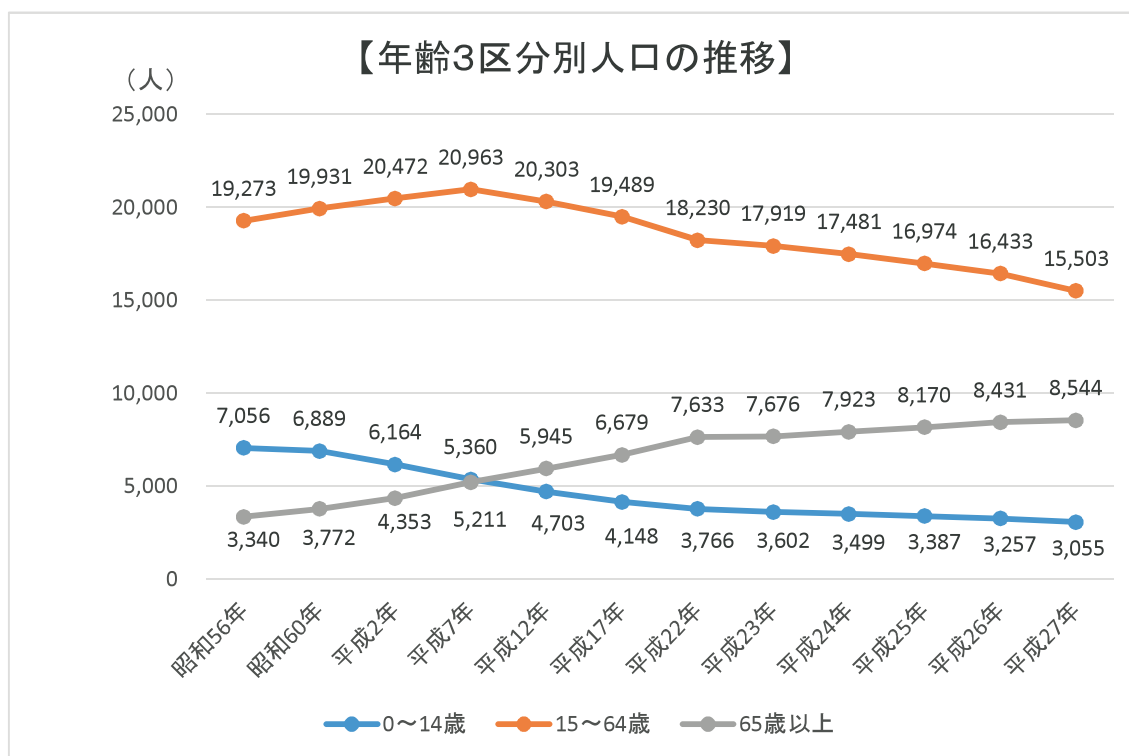
【出典：総務省「国勢調査」※合併以前2003年(平成15年)までは旧3町村の合計】

## (2) 年齢3区分別人口の推移

本市の年少人口(0～14歳の人口)は、1980(昭和55)年から一貫して減少傾向にあります。2015(平成27)年の年少人口は3,055人となり、1980(昭和55)年の7,056人から4,001人減少しました。

生産年齢人口(15～64歳の人口)は、1995(平成7)年の20,963人をピークとして減少し、2015(平成27)年の生産年齢人口は15,503人と、20年間で5,460人減少しています。

老年人口(65歳以上の人口)は、1980(昭和55)年以降増加の一途をたどっています。2000(平成12)年に年少人口を上回り、2015(平成27)年には8,554人と、同年の年少人口(3,055人)の2.8倍となっています。



【出展:総務省「国勢調査」、平成23年以降は岐阜県「人口動態統計調査」】※各年10月1日現在

山県市における年齢3区分別人口の増減数

	年齢3区分別人口の割合(平成27年)	
	山県市	岐阜県
0～14歳	11.4%	13.2%
15～64歳	56.5%	58.7%
65歳以上	32.0%	28.1%

	平成17年→平成22年増減数	平成22年→平成27年増減数
0～14歳	△382人	△711人
15歳～64歳	△1,259人	△2,727人
65歳以上	954人	911人

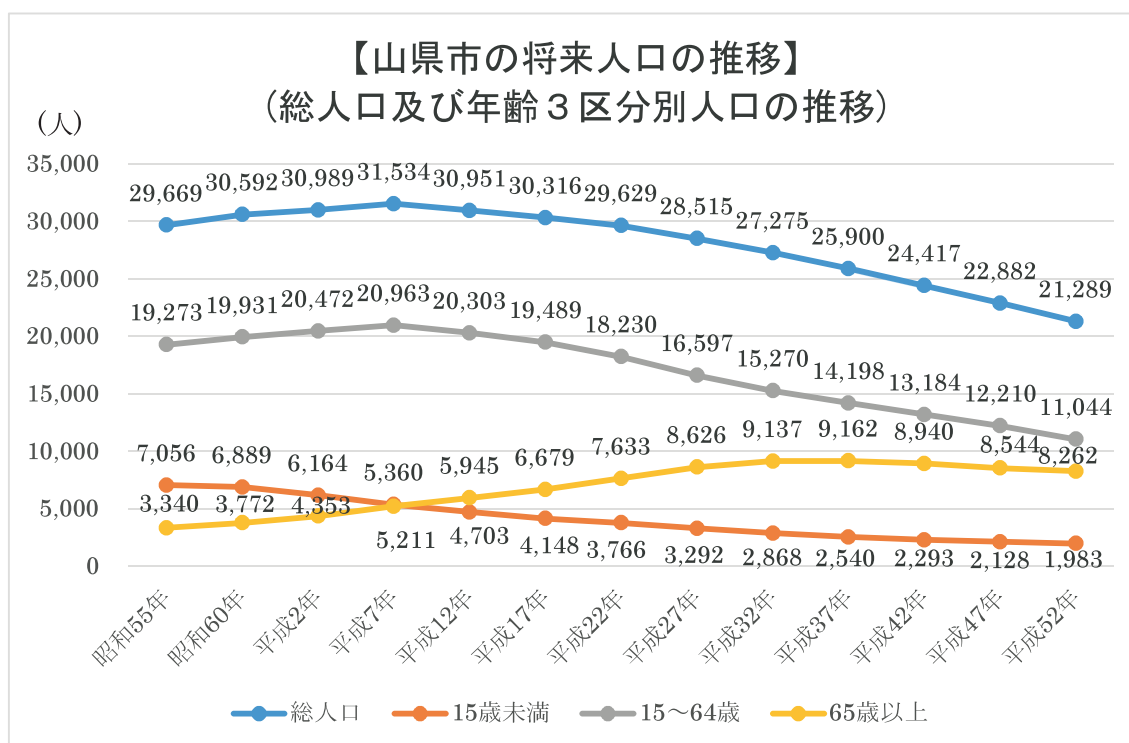
### (3) 将来人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」といいます)の推計によると、本市の2040(平成52)年の総人口は21,289人にまで減少すると予測されています。社人研の推計方法に準拠して、本市が独自に推計した2060(平成72)年の総人口は15,327人となり、ピークである1995(平成7)年の総人口31,534人の半分以下にまで減少します。なお、社人研による推計は、第2次山縣市総合計画にて目標人口に定めた2023(平成35)年の定住人口(総人口)27,800人を下回る推計結果となっています。

また、同推計によると、年少人口は減少の一途を辿り、2040年(平成52)年には1,983人、2060(平成72)年には1,247人と予測されています。これは、それぞれ1980(昭和55)年の年少人口と比べて約28.1%と約17.7%の水準となります。

生産年齢人口も減少傾向にあり、2040(平成52)年には11,044人、2060(平成72)年には7,703人にまで減少します。

老年人口は、2025(平成37)年に9,162人となり、同年までは増加しますが、以降は減少することが予測されています。

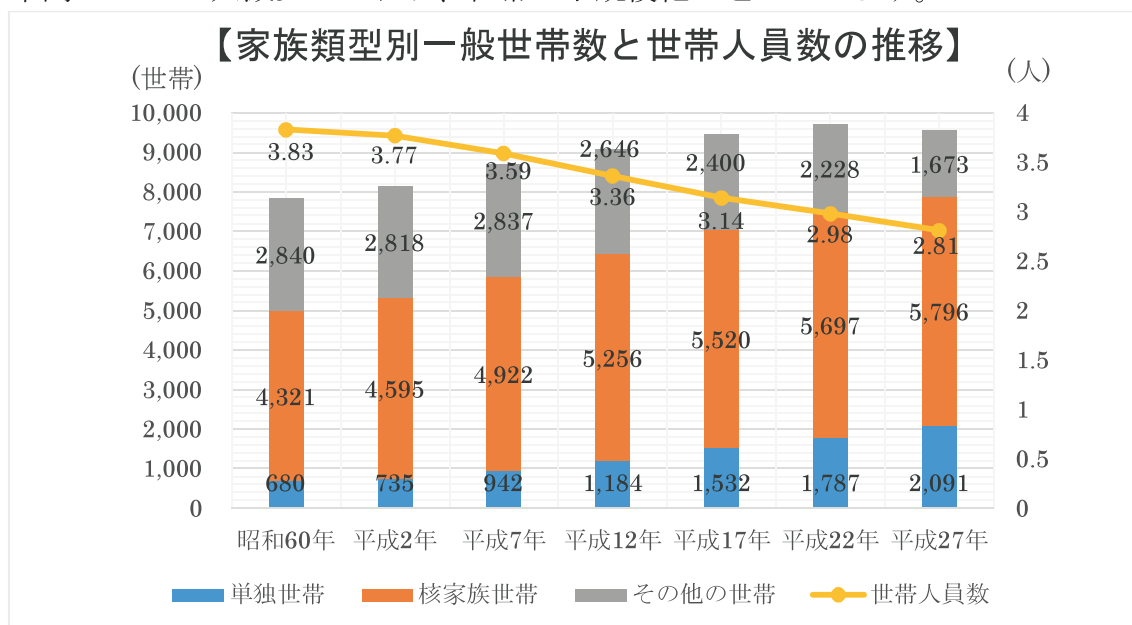


【出典：総務省「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)】

注)平成17年の年齢3区分別人口は、年齢不詳を按分した人口

#### (4) 家族類型別一般世帯数と世帯人員数の推移

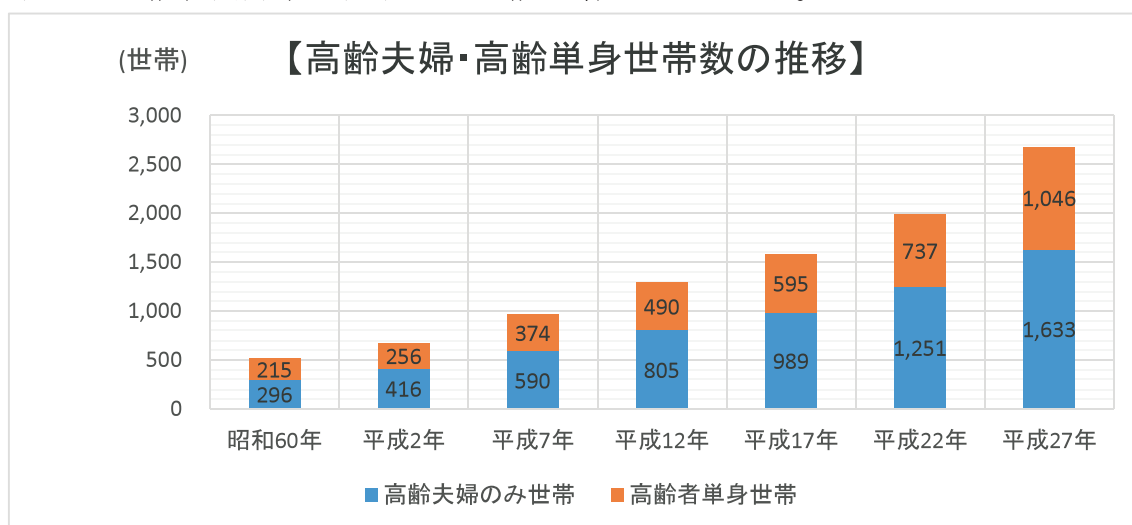
本市の一般世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加を受けて増加傾向にあります。一方で、その他の世代で三世代世帯は2015(平成27)年には、1,211世帯と減少傾向が続いています。世帯数人員も1985(昭和60)年からの30年間で1.02人減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。



【出典:総務省「国勢調査」】

#### (5) 高齢者世帯数(单身、夫婦)

1985(昭和60)年から2015(平成27)年の30年間で高齢夫婦のみ世帯は5.5倍、高齢単身世帯は4.9倍に増加しています。

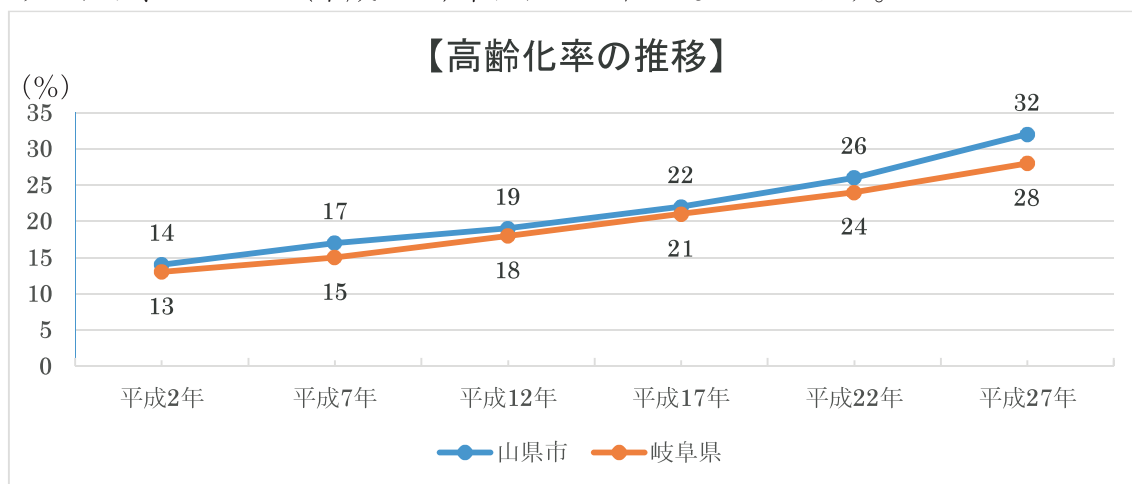


【出典:総務省「国勢調査」】



## (6) 高齢化率の推移

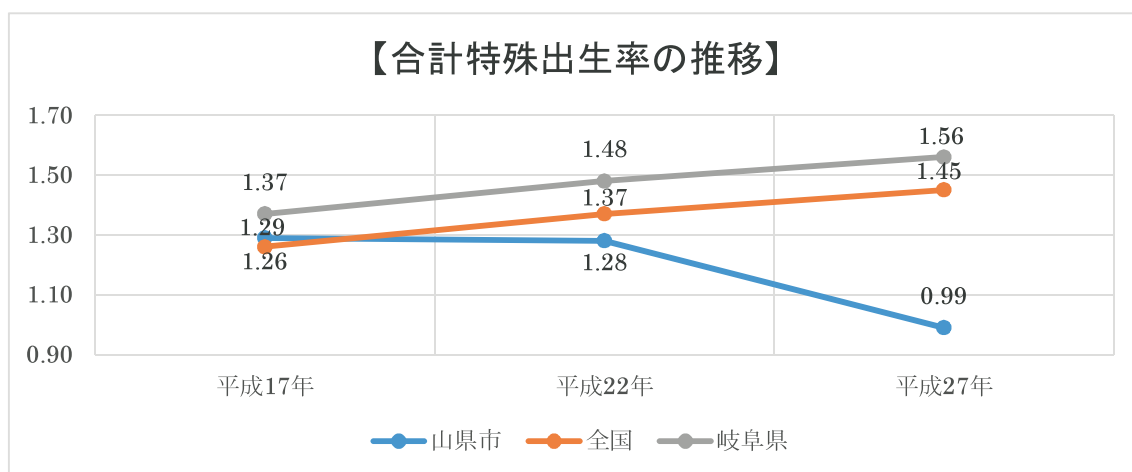
本市の高齢化率は、1990(平成2)年の時点から県の平均値以上を推移し続けており、2015(平成27)年には32%となっています。



【総務省「国勢調査」】

## (7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、2000(平成17)年時点では県の平均値よりもやや高い1.29でしたが、2015(平成27)年には国及び県の平均が増加傾向にある中で激減して0.99となっており、県内においても非常に低い水準となっています。



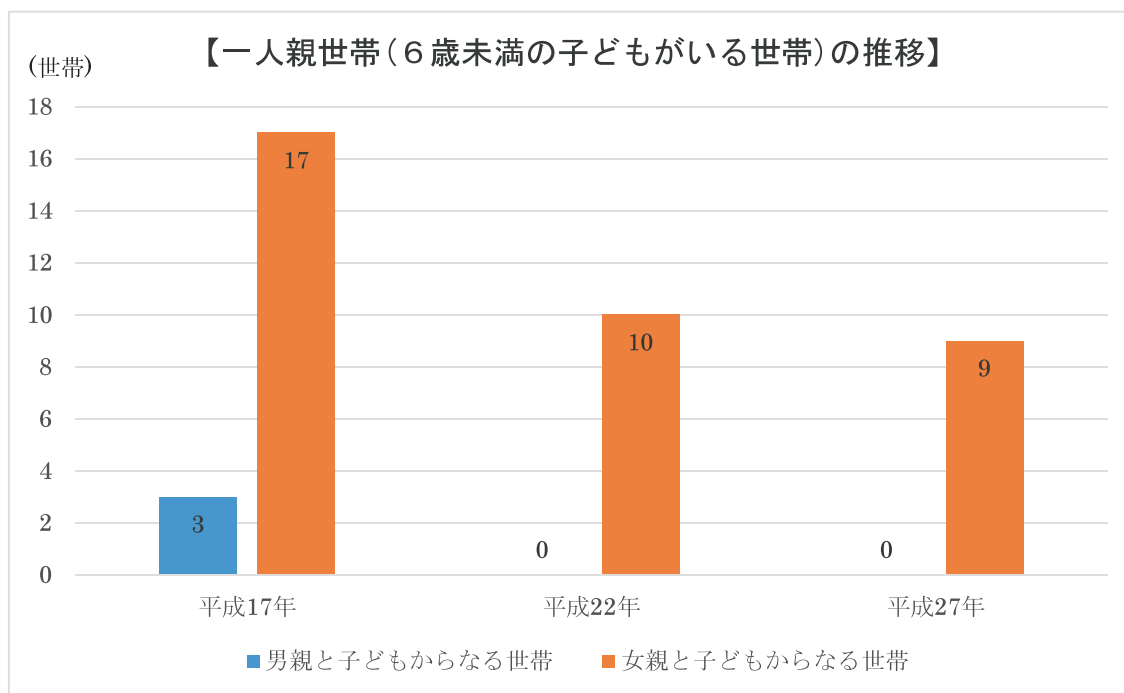
【出典：厚生労働省「人口動態統計調査」】

注)平成27年の山口市の数値については「岐阜地域の公衆衛生」から

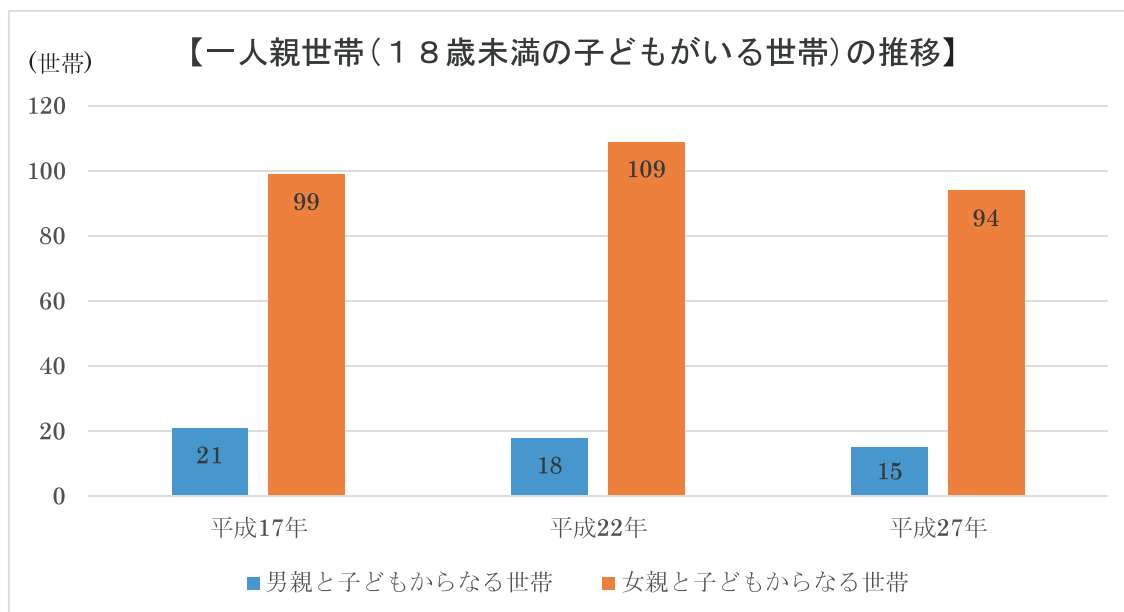
合計特殊出生率・・・人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つ。その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

### (8) 子育て世帯の推移

一人親世帯の推移をみると、女親と子どもからなる世帯は、男親と子どもからなる世帯より多いですが、どちらも世帯数は減少しています。

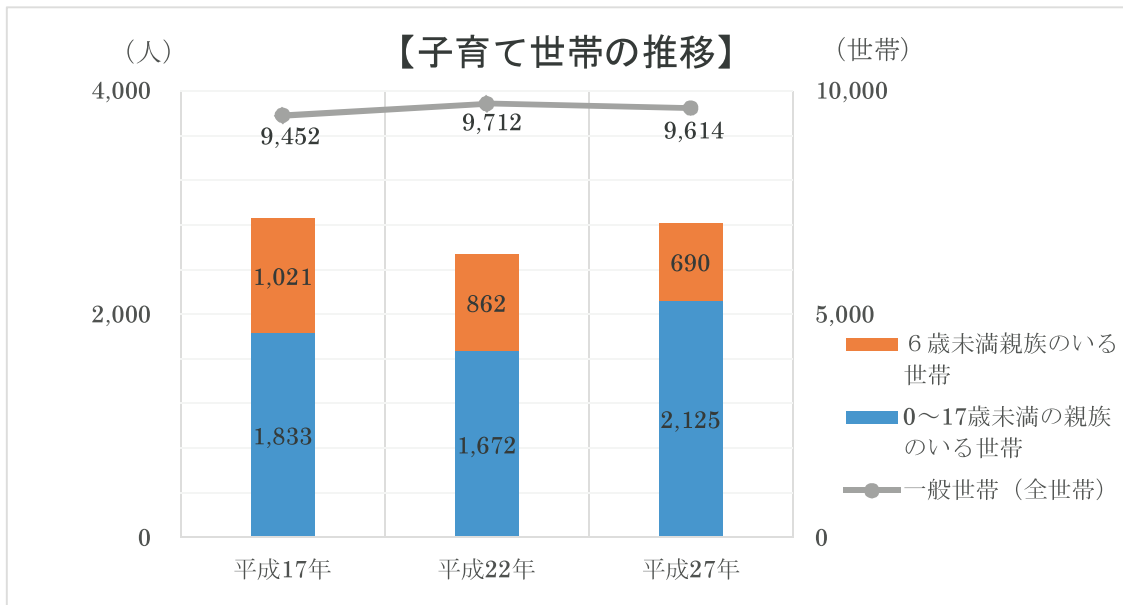


【出典：総務省「国勢調査」】



【出典：総務省「国勢調査」】

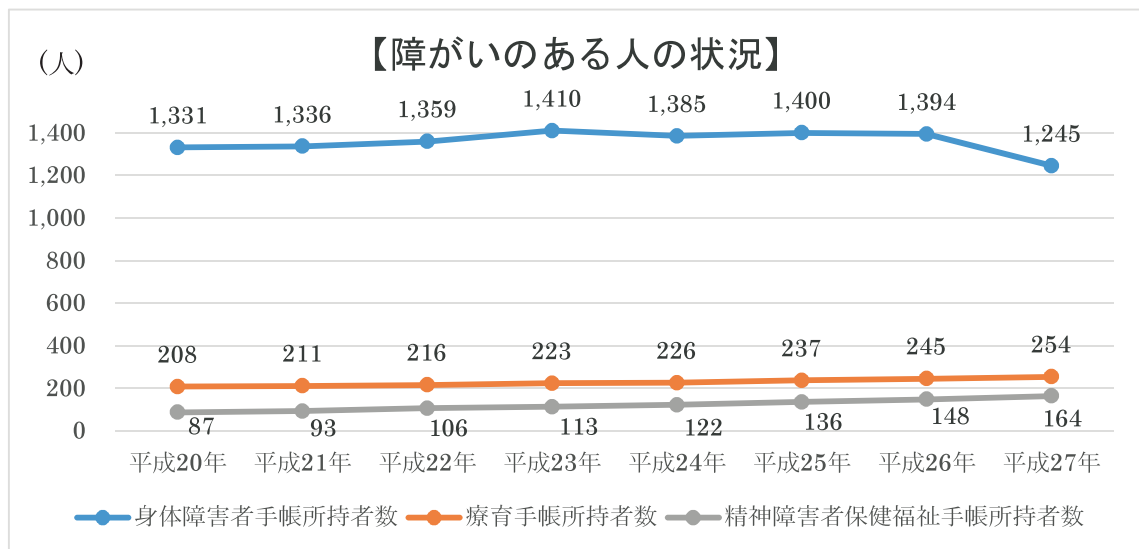
2005(平成17)年から2015(平成27)年の子育て世帯の推移を見ると、6歳未満の親族のいる世帯は減少傾向にあります。18歳未満の親族のいる世帯は近年では増加傾向にあります。



【出典：総務省「国勢調査」】

#### (9) 障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数の推移を見ると、2015(平成27)年に減少していますが、精神障害・療育手帳所持者は微増しています。2015(平成27)年時点で、1,663人が何らかの障がいによって手帳を所持しています。



【出典：岐阜県】

### (10) 要支援・要介護者の数

高齢者人口の増加に伴い要介護認定者数も年々増加しており、認定率も2007(平成19)年度の12.0%から2015(平成27)年度末では13.8%と増加しています。

単位(人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
要支援1	73	82	86	93	97	94	98	83	91
要支援2	110	96	75	100	126	127	133	152	135
要介護1	152	143	177	198	202	204	199	224	251
要介護2	160	176	176	152	170	219	231	233	261
要介護3	173	183	178	211	181	200	221	219	213
要介護4	135	153	154	136	133	127	129	146	156
要介護5	89	96	106	122	125	133	128	132	127
計	892	929	952	1,012	1,034	1,104	1,139	1,189	1,234
2号の認定者(※1、41頁)	27	27	29	29	30	26	26	27	26
1号の認定者(※2、41頁)	865	902	923	983	1,004	1,078	1,113	1,162	1,208
認定率	12.00%	12.20%	12.30%	13.00%	13.10%	13.50%	13.50%	13.70%	13.80%

【出典：健康介護課】

要介護状態になる恐れの高い高齢者を早期に発見し、介護予防事業を実施する必要があります。

このような高齢者は本市において2015(平成27)年度時点で586人となっています。

【出典：健康介護課二次予防事業対象者把握事業】

## 2. 山口市における地域課題

### (1) 地域活動への参加促進、地域後継者の育成

各地域では、特に高齢者と子どもたちとの交流が積極的に行われています。また、地域をあげての行事も行われるようになり、世代を問わず集える機会が増えてきています。一方で青年層を地域の活動に参加してもらうための方策に苦慮している地域も少なくありません。

地域福祉懇談会においても「消防団に大勢の理解・協力はあるが、加入率は年々減っている」「市民運動会に若者が参加しているが、高校、大学生等の参加が少ない」「若者のリーダーが少ない」「若者の地域離れ(特に美山・伊自良・高富の北部地域)」などの意見が寄せられています。

日本全体の人口減少が始まっており、この先も減少傾向は進むと考えられてい

ます。本市の人口も2017(平成29)年4月1日現在では27,838人ですが、社人研の推計によると、2040(平成52)年には21,289人まで減少すると見込まれています。

そのため、かつてのように各家庭に多世代が同居し、子どもや若者が大勢いる地域社会ではなくなったことを前提として、地域課題の原因を分析し、現実的な方法を検討する必要があります。

また、外部から転入してきた人たちは、地元の活動に参加したいと考えていてもきっかけを見つけられないでいる可能性があります。市内には地元で長く暮らしてきた人、転入してきた人、高齢者、若者、その他多様な人たちが暮らしています。誰かにとっての「常識」を押し通すのではなく、相互に知り合い、新しい関係を構築していくことが、地域社会のこれからの担う人材育成に繋がります。

## (2) 高齢者の見守り、仲間づくり・居場所づくりなど

本市では住民同士、隣同士でお互いに声を掛け合うなど、自然な見守りができている地域が多くあります。

しかし、地域によって差はありますが、住民同士のつながりが弱くなってきており、ご近所付き合いがなくなってきています。また、世帯数が多い自治会ではどこの誰かわからないことがあります。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人等、周囲の少しの気遣い、見守り、ちょっとした手伝いで安心して暮らし続けることができる人が、地域にはたくさん暮らしています。

また、災害時等の助け合いでは、日ごろから地域での付き合いがあることがすばやい連携や声かけに繋がります。災害のためだけに付き合いをするわけではありませんが、いざというときに最も頼りになり、助けになるのは近所の人たちではないでしょうか。

最近では、ふれあいサロンを始めるなど、お互いの顔がわかる関係づくりに取り組み、日ごろの見守り等に役立てている自治会も増えています。ふれあいサロンだけでなく、各地域で住民が集まることのできる行事が行われていますが、どんなに地域に集いの場があっても、参加者が少ない、参加しない人はどんな行事にも参加しないなどの課題があります。誰もが気軽に参加でき、「この場があってよかった」と大勢の人に思ってもらえるような工夫が必要です。

# 第3章

## 施策の展開

## 山口市地域福祉推進計画の基本目標

**基本理念：支え合い 誰もが健やかに安心して暮らせるまち**

### 基本目標① 安心して暮らせるサービスの充実

誰もがより満足度の高いサービスを受け、その人らしい豊かな暮らしを実現していくために、利用者等の様々なニーズに応えられる福祉サービスの充実を図ります。また誰もが公共施設を安心・安全に使用できるように整備を進めていくとともに、各種団体の地域活動の拠点としての利用を促進していくことで住民の集いの場を確保します。

### 基本目標② 健やかに暮らせる環境づくり

各種健康教室・健（検）診等による健康づくりの活動によって高齢者の介護予防、子どもの健全な成長を促進します。また、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化といった「合理的配慮」に基づいた老若男女・障がいの有無に関わらず誰もが等しく活動できる環境づくりに努めます。

### 基本目標③ 共に支え合う地域づくり

地域福祉を進めていくには、地域における人と人とのつながりが重要です。これまでの人と人とのつながりを活かしながら、様々な団体・組織等と協働して住みよいまちづくりを進めてきました。しかし、従来の制度や方法だけでは対応できない生活課題も出てきているため、市民の福祉意識をより高め、地域福祉を担う人材の育成と活用を進めます。また、地域住民同士の絆を強め、多世代の交流による更なる地域福祉コミュニティの醸成を図り、地域での助け合い・支え合いを促進し、社会的孤独を生まない地域をつくります。

### 基本目標④ セーフティネット機能の充実

生活困窮者や認知症高齢者等は生活環境・経済状況・心身の状況等に問題を抱えていても、頼る人がいない、自ら相談に行くことが難しいなどの理由から、社会的に孤立してしまうことがあります。そうした社会的孤立・排除の状態から保護するセーフティネット機能を充実させ、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

## 山口市地域福祉活動計画の体系

基本目標① 安心して暮らせるサービスの充実

基本目標② 健やかに暮らせる環境づくり

基本目標③ 共に支え合う地域づくり

基本目標④ セーフティネット機能の充実

	頁	基本目標の位置づけ			
		①	②	③	④
1. 小地域ネットワークづくり	19				
2. 近隣たすけあいネットワーク支援	20				
3. 生活支援担い手養成	21				
4. 安心いきいき台帳の登録推進	22				
5. 要援護者救急搬送	23				
6. ボランティア・市民活動支援	24				
7. ボランティア活動の助成	25				
8. ふれあいサロン推進	26				
9. 福祉出前講座	27				
10. いきいきつどいクラブ(買い物支援事業)	28				
11. 福祉総合相談	29				
12. ひきこもり支援	30				
13. 生活困窮者の支援	31				
14. 福祉サービスの利用援助	32				
15. 子どもの学習支援	33				
16. 福祉活動推進校支援	34				
17. まもりズム(センサーによる見守り)	35				
18. 病児保育おひさま	36				
19. ぬくもりの家(宅老所)	37				
20. 福祉車両貸出	38				



## 第3章の見方

誰を対象にした活動計画なのか記載しています。

財源が「社協会費」、「共同募金」、「介護保険収益」、「助成金」の4つのうち、どこから成り立っているのか記載しています。



### 10. いきいきつどいクラブ（買い物支援事業）

【財源】介護保険収益 【活動の主体】社協

活動の主体が「地域住民と社協の協働」か「社協」であるのか記載しています。

美山地域の高齢者を対象に、自宅の近くから美山センターまで送迎を行い、同センターで衣料品、食品等、日常の買い物ができる場を設けています。買い物支援だけでなく健康体操や季節の催しをおこない、健康維持や社会との繋がりを保つことで、健康寿命の延伸の役割も担います。

また、いきいきつどいクラブでは喫茶の補助やレクリエーション等でさまざまなボランティアが関わりを持ち、ボランティアの活躍の場も提供しています。

美山北部在住で、買い物に出かけることが困難な高齢者などに対し、積極的にPRをし参加者を増やしています。

1年ごとの活動指数です。年度ごとの目標値を掲載し、毎年の指標の達成度が分かりやすく算出できるようにしています。

【2018年度(平成30年度)の現状】

平均 236人/月 4月～11月

【活動指標】

2019年	新規利用者3名増
2020年	新規利用者5名増
2021年	新規利用者10名増
2022年	新規利用者12名増
2023年	新規利用者14名増

活動計画最終年度の理想像を掲載しています。

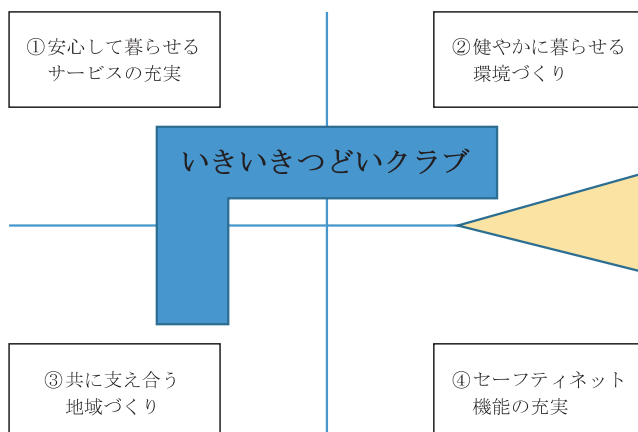
【今後の展開】

2019年（平成31年）4月より介護予防や健康維持を目的に、自分で1日の活動を自己選択、自己決定できるよう支援していきます。また、達成できればポイントを付与し、貯まったポイントで自分のやりたい事ができる仕組みを作ります。利用者が自己決定することで、認知症予防にもなると考えられます。

【最終目標】

いつまでも健康を維持し、買い物を楽しみ、社会とつながる。

【基本目標の中の位置づけ】



基本目標4つ

- ①安心して暮らせるサービスの充実
- ②健やかに暮らせる環境づくり
- ③共に支え合う地域づくり
- ④セーフティネット機能の充実

この位置づけになるのか、図にして掲載しています。



## 1. 小地域ネットワークづくり

### 【財源】社協会費 【活動の主体】住民と社協の協働

一人一人のちょっとした困りごとを、「お互いさま」で助け合える地域を目指し、地域での見守り活動等のネットワークづくりを推進します。また、2018年（平成30年）現在高富・富岡地区にふくしまちづくり推進員（※3、41頁）が設置されていますが他地区においても設置・推進していきます。今後は市内全域でより充実した見守り活動等ができるよう住民と社協が協力していきます。

日ごろの見守りに活用できる安心いきいき台帳（※4、41頁）を、各地区の「まめネット協議会（※5、41頁）」と協力して管理をします。

### 【2018年度(平成30年度)の現状】

ふくしまちづくり推進員設置地区 2地区（高富・富岡）

### 【活動指数】

2019年度	ふくしまちづくり推進員の設置説明
2020年度	新規のふくしまちづくり推進員の設置1地区
2021年度	ふくしまちづくり推進員の設置説明
2022年度	新規のふくしまちづくり推進員の設置1地区
2023年度	ふくしまちづくり推進員の設置説明

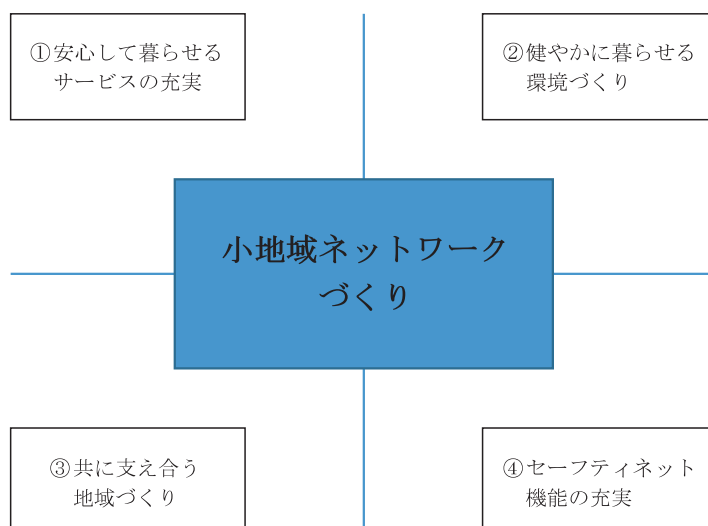
### 【今後の展開】

まめネット協議会や地域福祉懇談会でふくしまちづくり推進員の必要性を説明します。また、ふくしまちづくり推進員には年に1・2回研修をおこない、自分たちができることを自主的に見つけて、実際の活動に繋がるよう支援していきます。

### 【最終目標】

すべての地域にふくしまちづくり推進員を設置する。

### 【基本目標の中の位置づけ】





## 2. 近隣たすけあいネットワーク支援

【財源】社協会費 【活動の主体】社協

誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活できるよう、福祉のまちづくりに繋がる、自治会や自治会を超えた地区での交流に対して助成をおこないます。

### ・小地域福祉活動助成金

自治会単位での福祉活動を支援し、多世代交流などの横の繋がりづくりを推進します。

### ・地域福祉活動活性化助成金

ふくしまちづくり推進員やまめネット協議会等に対し、地域交流活動や高齢者・障がい者等を対象とした日常生活支援、防災活動等の助成をおこない、自治会を超えた地区での繋がり推進します。

【2018年度(平成30年度)の現状】

小地域福祉活動助成金 11自治会

地域福祉活動活性化助成金 1団体 (4月から12月まで)

【活動指数】

	小地域福祉活動助成金	地域福祉活動活性化助成金
2019年度	申請団体20件/年	申請団体2件/年
2020年度	申請団体26件/年	↓
2021年度	申請団体28件/年	↓
2022年度	申請団体30件/年	申請団体3件/年
2023年度	申請団体32件/年	↓

【今後の展開】

小地域福祉活動助成金については、すべての自治会長に申請してもらえるように、地域に出向きサロンや子ども会などの具体的な活動例を紹介していきます。

地域福祉活動活性化助成金については、実際の活動例をあげてPRしていきます。また、地域での福祉の推進役になる人材を発掘し活発な活動に繋げるように支援していきます。

【最終目標】

多世代での地域交流が活発におこなわれる。

【基本目標の中の位置づけ】





### 3. 生活支援担い手養成

【財源】社協会費 【活動の主体】住民と社協の協働

高齢化が進む中で、高齢単身世帯や高齢夫婦のみの世帯も増えており、高齢者の生活ニーズが増加しています。高齢者の生活を支えるためには、これまでの介護保険サービスだけでなく、ボランティアを始めとする多様な生活支援が必要になります。そこで、地域において「ちょっとした困りごと」を解決する互助の仕組みを作っていくために、地域住民の担い手を養成する講座を開催します。

【2018年度(平成30年度)の現状】

養成講座1回開催

【活動指数】

2019年度	担い手の養成講座3箇所/年	担い手の組織化1組織/年
2020年度	担い手の養成講座3箇所/年	担い手の組織化1組織/年
2021年度	担い手の養成講座3箇所/年	担い手の組織化2組織/年
2022年度	担い手の養成講座3箇所/年	担い手の組織化2組織/年
2023年度	担い手の養成講座3箇所/年	担い手の組織化1組織/年

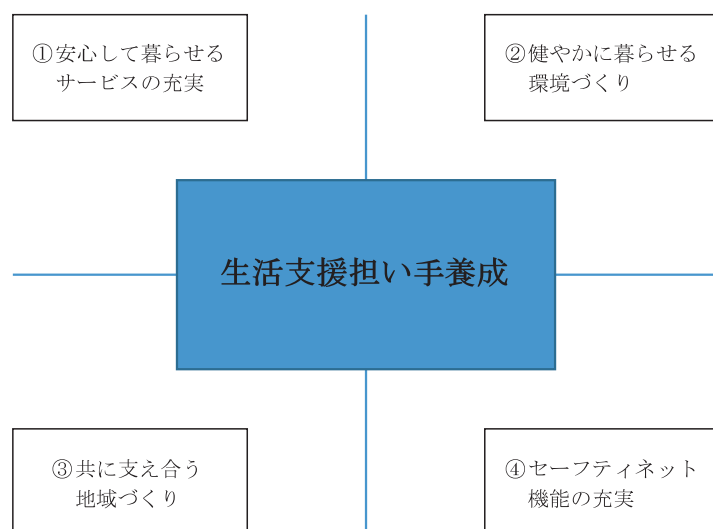
【今後の展開】

高齢者のちょっとした困りごとが地域で解決できるように、担い手講座を開催して実際に活動する組織を立ち上げます。また、困っている人と担い手のコーディネートをしていきます。その他にも、担い手育成のための傾聴講座や介護員養成講座等を開催します。

【最終目標】

すべての住民が困りごとを地域内で解決でき、安心して生活ができる。

【基本目標の中の位置づけ】



#### 4. 安心いきいき台帳の登録推進

【財源】社協会費 【活動の主体】住民と社協の協働

高齢者や障がい者等、支援が必要な住民に台帳登録してもらうことで、安否確認や災害時の避難等に台帳を使用するほか、まめネット協議会による普段からの見守りなどにも活用します。また、そのために安心いきいき台帳を各地区のまめネット協議会と協力して管理します。

【2018年度(平成30年度)の現状】

台帳登録者総数1,806名 (12月28日現在)

【活動指数】

2019年度	安心いきいき台帳新規登録者数	100名
2020年度	安心いきいき台帳新規登録者数	50名
2021年度	安心いきいき台帳新規登録者数	20名
2022年度	安心いきいき台帳新規登録者数	20名
2023年度	安心いきいき台帳新規登録者数	20名

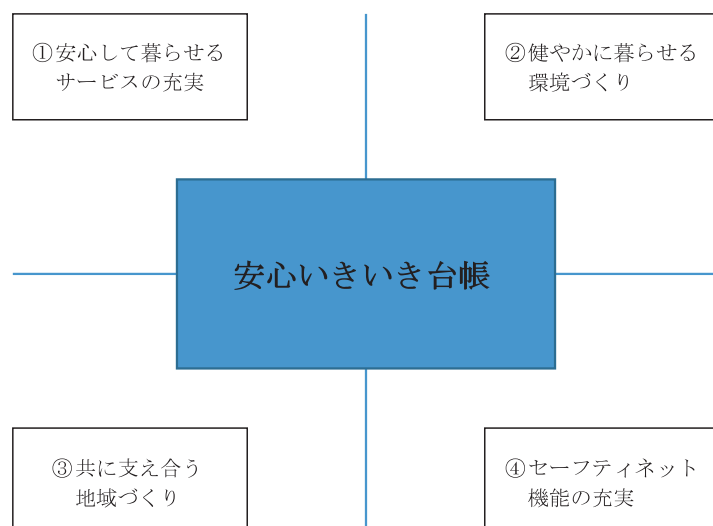
【今後の展開】

自治会長や民生委員・児童委員、ふくしまちづくり推進員、関係機関等による普段からの見守り活動の推進や災害時の備えに台帳を活用するとともに整備も併せておこないます。

【最終目標】

すべての方が安心して地域で生活できる。

【基本目標の中の位置づけ】





## 5. 要援護者救急搬送

【財源】社協会費 【活動の主体】住民と社協の協働

社協が台風や豪雨等により被害が発生すると予測されると判断した場合に、安心いきいき台帳登録者が必要な支援を安全な場所で受けることができるよう搬送手段、受け入れ環境を整備します。

【2018年度(平成30年度)の現状】

未実施

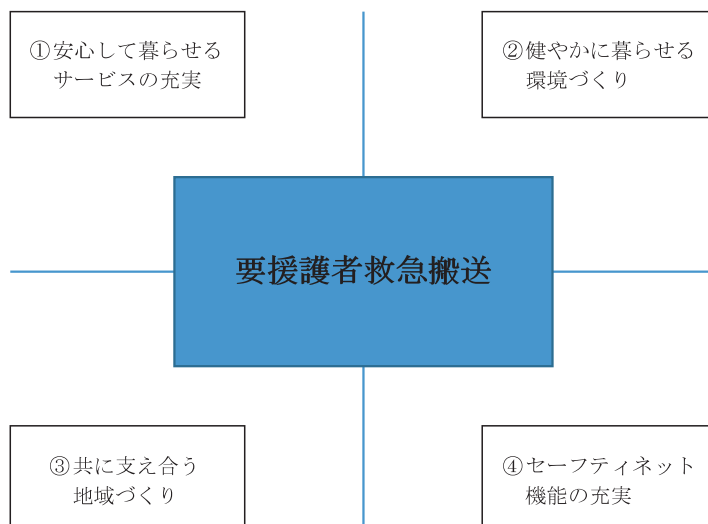
【今後の展開】

2018年度（平成30年度）に要綱は策定されたが、地域住民に周知ができていないので、まめネット協議会等で説明をおこないます。また、災害時に必要としている住民の搬送方法が確立されていないため、自治会長や民生委員・児童委員、地域住民に協力依頼しシステムを構築していきます。

【最終目標】

事前に避難することにより、対象者の安心・安全につなげる。

【基本目標の中の位置づけ】



## 6. ボランティア・市民活動支援

【財源】社協会費 【活動の主体】社協

市内でおこなわれているボランティア活動の紹介やボランティア募集に関する情報を社協広報紙等で発信します。また、ボランティアの登録を促し、ボランティアに関する講座開催や活動場所等の情報を提供します。さまざまなボランティアに対しコーディネーターによる助言をおこない、ボランティアが自発的・主体的に活動できるよう援助・育成をします。

【2018年度(平成30年度)の現状】

登録ボランティア 個人：68件 団体：63団体

【活動指数】

	個人ボランティア	団体ボランティア
2019年度	ボランティア登録数個人75人	ボランティア登録数団体66件
2020年度	ボランティア登録数個人80人	ボランティア登録数団体68件
2021年度	ボランティア登録数個人85人	ボランティア登録数団体70件
2022年度	ボランティア登録数個人90人	ボランティア登録数団体73件
2023年度	ボランティア登録数個人95人	ボランティア登録数団体77件

【今後の展開】

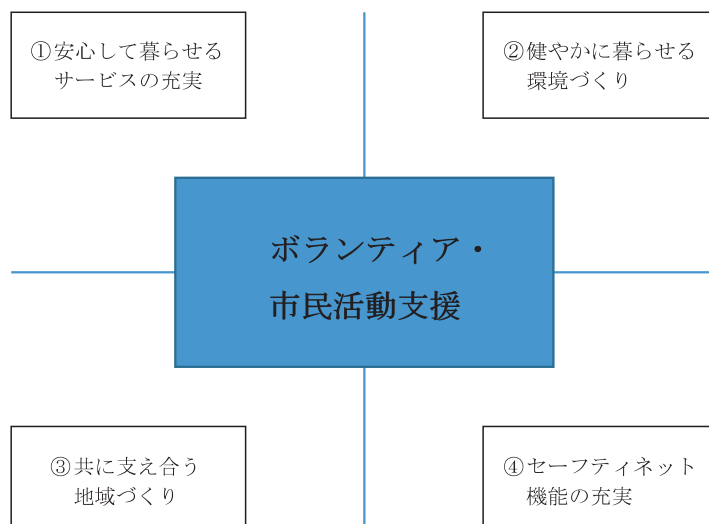
地域へ出向き、ボランティアを必要とする人のニーズ把握に努めるとともに、ボランティア活動をしてみたいが最初の一步が踏み出せない方等の支援をしていきます。

また、高齢者の健康維持のための体操の担い手や、ボランティアのスキル向上のための講座を開催します。更に住民に対しボランティア活動の啓発に繋がります。

【最終目標】

すべての住民がボランティア活動に興味を持ち続け、活動することができる。

【基本目標の中の位置づけ】





## 7. ボランティア活動の助成

【財源】共同募金 【活動の主体】社協

日々ボランティア活動をしている方や団体に助成をおこないます。

・ボランティア活動のポイント制の導入

ポイント手帳を交付された登録ボランティアが、社協主催事業等の福祉に関するボランティア活動に参加すると、ポイントが付与され、集められたポイントは、山県市まちづくり振興券に交換することができます。

・ボランティア活動団体助成

市内で福祉活動に特化した活動をしている団体に対し助成金を出し、活動の支援をおこないます。

【2018年度(平成30年度)の現状】ポイント制未実施

ボランティア活動団体助成金 12団体交付

【活動指数】

2019年度	ボランティア活動のポイント制の導入 ボランティアポイント手帳交付者数100名
2020年度	ボランティアポイント手帳交付者数110名
2021年度	ボランティアポイント手帳交付者数120名
2022年度	ボランティアポイント手帳交付者数130名
2023年度	ボランティアポイント手帳交付者数140名

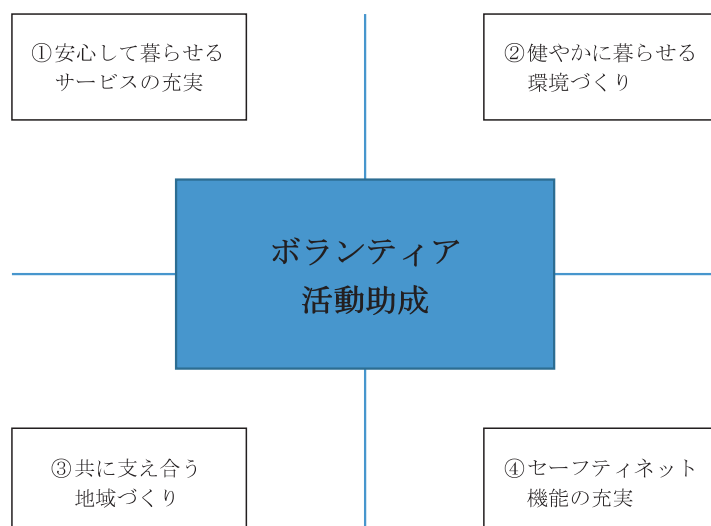
【今後の展開】

市内ボランティアの育成や活動のサポートをおこないます。またポイント制を開始することで、新たなボランティア発掘や人材の確保にも繋がるため、地域に足を運んで積極的にPRしていきます。

【最終目標】

すべての住民がボランティア活動に興味を持ち続け、生涯活動ができる。

【基本目標の中の位置づけ】







## 8. ふれあいサロン推進

【財源】共同募金 【活動の主体】住民と社協の協働

地域の公民館、集会場等を活用し高齢者等が定期的に集うことで、生きがいづくり仲間づくりができる「ふれあいサロン」の立ち上げ、継続支援をおこないます。

社協では立ち上げ、継続支援のための助成や、交流会などをおこないます。また、サロンの活動内容に合わせた備品の貸し出しや出前講座など活動面でもサポートします。

【2018年度(平成30年度)の現状】

49団体 12月28日現在

【活動指標】

2019年	ふれあいサロン登録数53団体
2020年	ふれあいサロン登録数57団体
2021年	ふれあいサロン登録数61団体
2022年	ふれあいサロン登録数65団体
2023年	ふれあいサロン登録数69団体

【今後の展開】

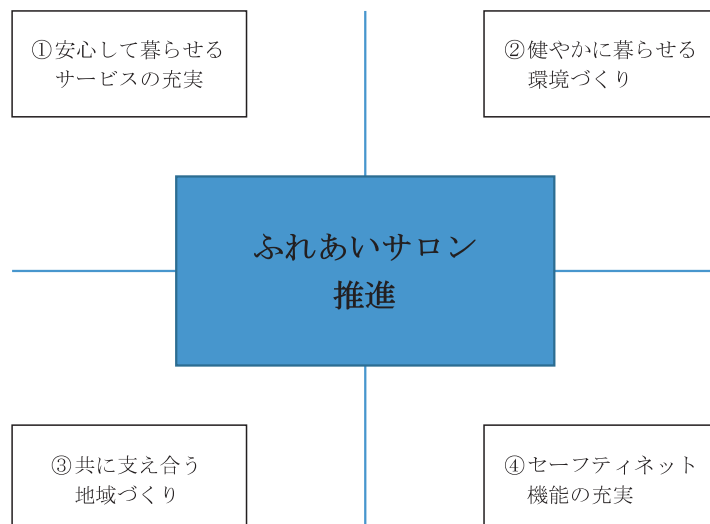
現在ふれあいサロンの助成金は立ち上げ後5年間継続で助成をしています。しかし、助成終了後は金銭面の問題により、参加者からの自己負担が多くなり活動が難しいという意見が出ています。2019年(平成31年)度以降は継続年数を問わずすべてのふれあいサロンを対象に助成をおこないます。

また、地域福祉懇談会やまめネット協議会などで、ふれあいサロンの必要性を積極的に説明して、新規立ち上げのバックアップをおこないます。

【最終目標】

すべての自治会にふれあいサロンがあり、高齢者の居場所がある。

【基本目標の中の位置づけ】





## 9. 福祉出前講座

【財源】社協会費 【活動の主体】社協

ふれあいサロンや市内小・中学校、自治会等を対象に福祉に関する出前講座をおこなうことで、住民の福祉に対する知識を高め生涯学習（※6、41頁）を推進します。

【2018年度(平成30年度)の現状】

18件（4月～12月まで）

【活動指数】

2019年	出前講座申請30件／年
2020年	出前講座申請35件／年
2021年	出前講座申請37件／年
2022年	出前講座申請39件／年
2023年	出前講座申請41件／年

【活動の展開】

自治会やサロンでの集まり等で福祉出前講座についての周知を図ります。また、その団体に合ったメニューを紹介します。

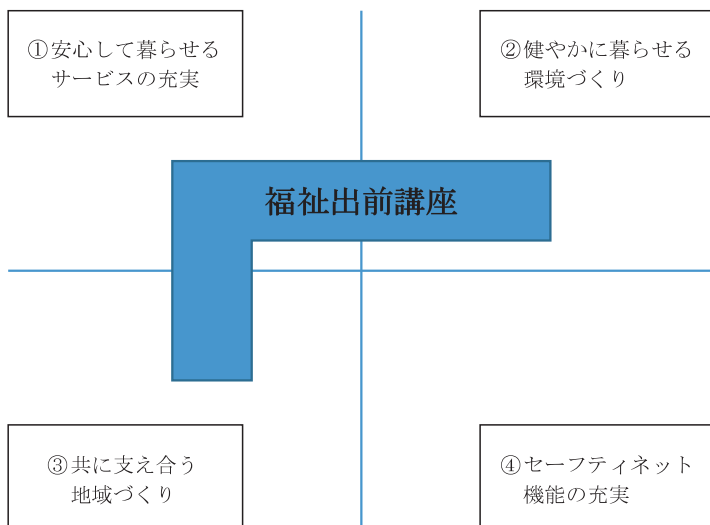
さまざまな団体向けのメニューがありますが、ニーズは日々変化していくので、毎年講座のメニューについて検討していきます。

福祉体験講座、防災関係等についてはボランティアに協力を求め、今後ボランティアの活動の場とできるよう積極的に推進していきます。

【最終目標】

すべての住民が福祉について興味を持ち、生涯を通して学ぶ。

【基本目標の中の位置づけ】





## 10. いきいきつどいクラブ（買い物支援事業）

【財源】介護保険収益 【活動の主体】社協

美山地域の高齢者を対象に、自宅の近くから美山老人福祉センターまでの送迎を行い、同センターで衣料品、食品等、日常の買い物ができる場を設けています。買い物支援だけでなく健康体操や季節の催しをおこない、健康維持や社会との繋がりを保つことで、健康寿命の延伸の役割も担います。

また、いきいきつどいクラブでは喫茶の補助やレクリエーション等でさまざまなボランティアが関わりを持ち、ボランティアの活動の場にもなっています。

美山北部在住で、買い物に出かけることが困難な高齢者や日中独居になる高齢者などに対し、積極的にPRをし参加者を増やします。

【2018年度(平成30年度)の現状】

平均 236人/月 4月～11月

【活動指標】

2019年	新規利用者3名増
2020年	新規利用者5名増
2021年	新規利用者10名増
2022年	新規利用者12名増
2023年	新規利用者14名増

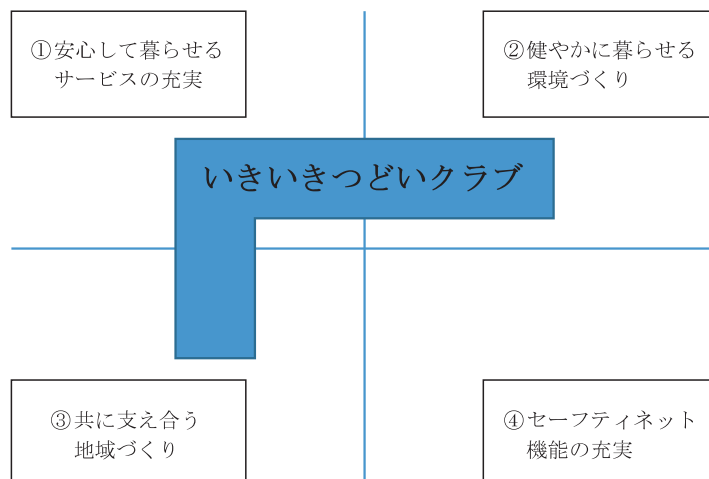
【今後の展開】

2019年（平成31年）4月より介護予防や健康維持を目的に、自分で1日の活動を自己選択、自己決定できるよう支援していきます。また、達成できればポイントを付与し、貯まったポイントで自分のやりたい事ができる仕組みを作ります。利用者が自己決定することで、認知症予防にもなると考えられます。

【最終目標】

いつまでも健康を維持し、買い物を楽しみ、社会参加ができる。

【基本目標の中の位置づけ】





## 1 1. 福祉総合相談

【財源】社協会費 【活動の主体】社協

市内各世帯に対しアウトリーチ型の相談（※7）をおこない、実態把握を行います。また、ふれあいサロンなどに出張相談をおこない、必要に応じ司法書士など専門機関に繋がります。

個別での自宅訪問から、家庭や地域の課題に寄り添い、解決に繋がるように支援します。また、訪問をきっかけとして引きこもりや生活困窮者等の発見に努め、必要に応じた支援・サポートを提供するプロセスを構築します。

【2018年度(平成30年度)の現状】

356件（4月～12月まで）

【活動指数】

2019年	訪問件数年間1,500件
2020年	訪問件数年間1,500件
2021年	訪問件数年間1,500件
2022年	訪問件数年間1,500件
2023年	訪問件数年間1,500件

【今後の展開】

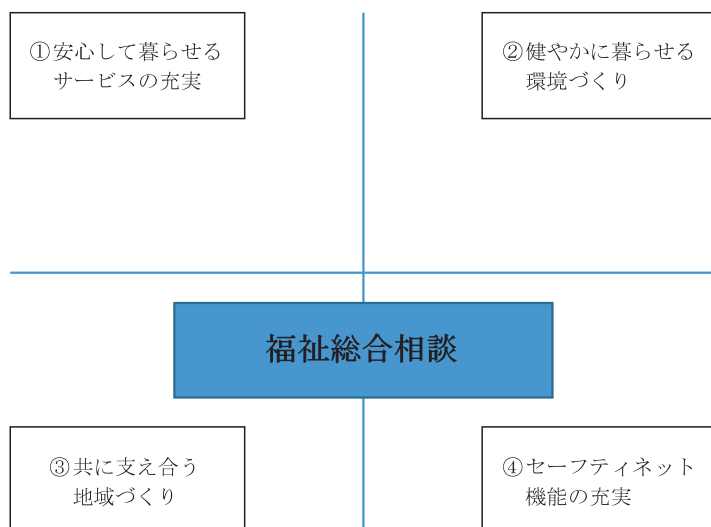
今後はアウトリーチ型の相談に力を入れていきます。また、社協内外での多職種連携によって情報共有をおこない、サポート体制を確立していきます。

社協広報誌やSNSなどを利用し相談事業のPRをおこない、自治会長や民生委員・児童委員等と情報共有をおこない地域ぐるみで支援をしていきます。

【最終目標】

すべての人が困りごとを相談できる環境がある。

【基本目標の中の位置づけ】





## 12. ひきこもり支援

【財源】社協会費 【活動の主体】社協

現在、社会ではひきこもりや8050問題（※8）などが取り上げられていますが、社協ではひきこもりの人について状況把握ができておらず、支援の体制も整っていません。福祉総合相談を通し、ひきこもりの人を把握し、支援します。また、地域の方にもひきこもり支援の講座を開催し、SNSなどで積極的にPRします。

【2018年度(平成30年度)の現状】

未実施

【活動指数】

2019年	ひきこもり支援事業の確立 ひきこもりの人発見 100名
2020年	ひきこもりの人発見 10名
2021年	ひきこもりの人発見 10名
2022年	ひきこもりの人発見 10名
2023年	ひきこもりの人発見 10名

【今後の展開】

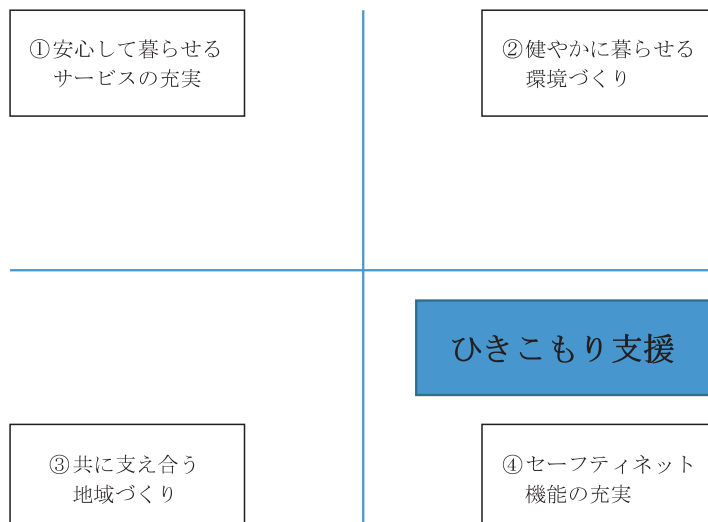
地域へ出向くことや地域の方からの情報によりひきこもりの人をみつけて、地域社会に復帰ができるように支援していきます。何度も訪問することで信頼関係を築き、最終的には就労に繋がります。また、自治会長や民生委員・児童委員などに事業の説明をし、情報共有をおこないます。

更に、企業などにも積極的に呼びかけをおこない、ひきこもりの人の受け入れ態勢の確保や、受け入れ時の研修などもおこなっていきます。

【最終目標】

ひきこもりの人が社会参加できる。

【基本目標の中の位置づけ】





### 13. 生活困窮者の支援

【財源】介護保険収益 【活動の主体】社協

一時的に生活に困窮している人が生活保護に陥ることなく、その前の早い段階で自立した生活が送れるように、職員が相談に応じ、必要に応じて金銭の貸付等の支援をおこないます。

また2019年度（平成31年度）からは食料支援を実施し、住民などからの協力で集められた食料を生活困窮者に渡す仕組みを作り、住民に広くPRします。

【2018年度(平成30年度)の現状】

相談件数 12件 4月～12月まで

【活動指数】

2019年	相談件数5名増/年
2020年	相談件数5名増/年
2021年	相談件数6名増/年
2022年	相談件数6名増/年
2023年	相談件数7名増/年

【今後の展開】

現在市内の生活困窮者を正確に把握できていません。そのため、訪問相談に力を入れて生活困窮者を見つけ出すことから始めます。また、自治会長や民生委員・児童委員とも繋がりを持ち、情報の共有をおこないます。

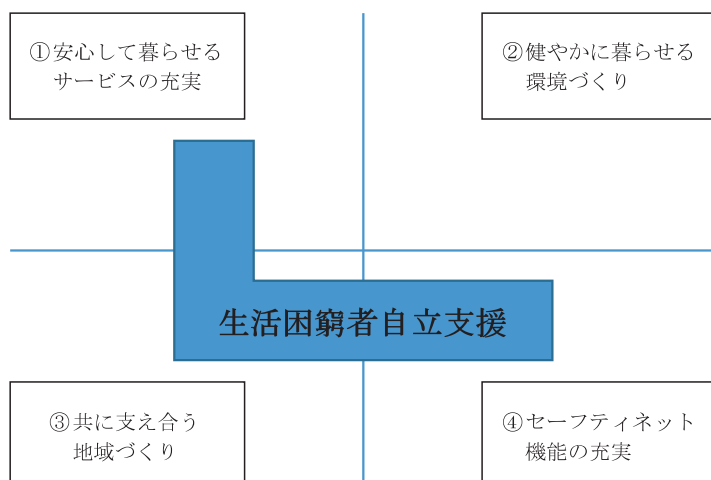
支援は金銭の貸付や食料支援だけでなく、就労ができるよう企業を対象とした説明会をし、受け入れ態勢を整えていきます。

住民には食料支援の必要性を伝え、社協広報紙やホームページ等で食料の提供を呼びかけていきます。

【今後の目標】

生活保護に陥ることなく生活できる。

【基本目標の中の位置づけ】





#### 1 4. 福祉サービス利用の援助

【財源】助成金 【活動の主体】社協

日常生活自立支援事業を通して認知症高齢者、知的障がい者等判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスを利用するためのサポートや、必要に応じて金銭管理の支援をおこないます。

【2018年度(平成30年度)の現状】

契約4件(内2件生活保護世帯)、相談1件 12月28日現在

【活動指数】

2019年	相談件数3名増/年
2020年	相談件数3名増/年
2021年	相談件数4名増/年
2022年	相談件数4名増/年
2023年	相談件数5名増/年

【今後の展開】

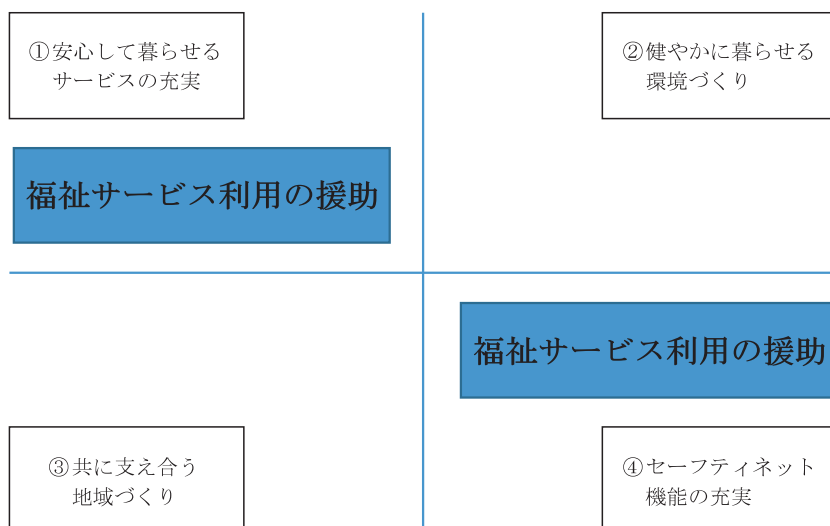
本事業の推進のために民生委員・児童委員やふくしまちづくり推進員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業等へPRしていきます。

また、社協の事業として法人後見制度を視野に入れながら、権利擁護の充実を図ります。

【最終目標】

病気や障がいに関係なくいつまでも安心して在宅で生活ができる。

【基本目標の中の位置づけ】





### 15. 子どもの学習支援

【財源】介護保険収益 【活動の主体】社協

ひとり親家庭等の小学校4年生から6年生の児童を対象に、週1回学習支援をおこないます。子どもの居場所作り、学習の習慣付けなどの目的も含まれ、児童だけでなく家族にも困りごとを聞くなどの寄り添った支援をしていきます。

【2018年度(平成30年度)の現状】

登録者4名 12月28日現在

【活動指数】

2019年	学習支援を毎週1回開催する。 登録者7名増/年
2020年	登録者10名増/年
2021年	登録者10名増/年
2022年	登録者10名増/年
2023年	登録者10名増/年

【今後の展開】

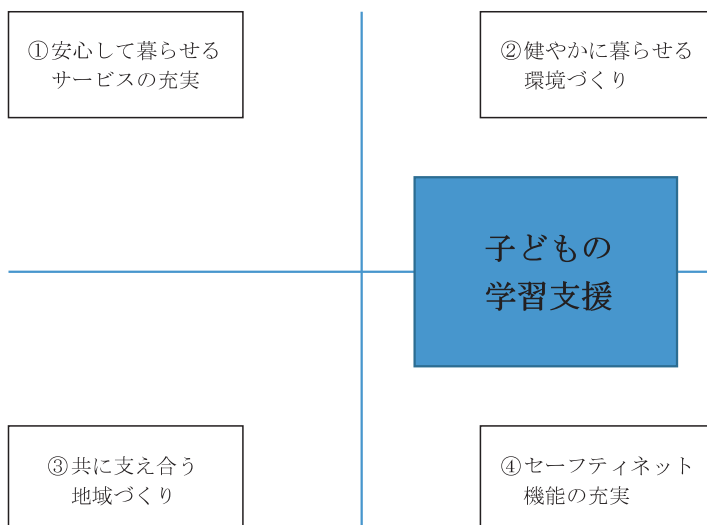
母子寡婦福祉会の協力を得て、支援を必要としている人を見つけます。また、子どもの居場所作りや学習の習慣を身につけていくために、教職員OBを始め多くのボランティアに参加協力してもらえよう呼びかけをおこないます。

また、現在は高富中学校区の児童が対象ですが、今後は伊自良中学校区や美山中学校区でも学習支援が開催できるよう検討します。

【最終目標】

すべての子どもに居場所があり、学習する環境がある。

【基本目標の中の位置づけ】







## 16. 福祉活動推進校支援

【財源】共同募金 【活動の主体】社協

市内保育園・幼稚園、小中学校、高等学校を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神や福祉の心を養う活動に助成をします。

【2018年度(平成30年度)の現状】

福祉活動推進校助成金 14校交付 (福祉活動推進校 21校)

【活動指数】

2019年	助成金申請校17校/年
2020年	助成金申請校19校/年
2021年	助成金申請校20校/年
2022年	助成金申請校21校/年
2023年	助成金申請校21校/年

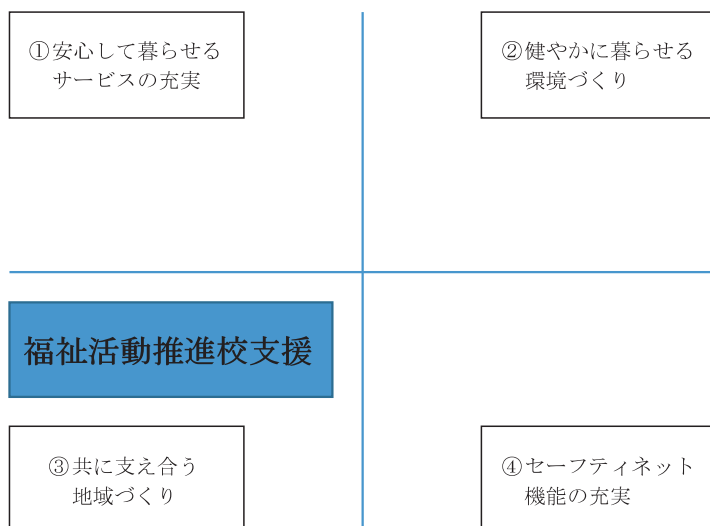
【今後の展開】

福祉活動推進校事業を住民に知ってもらうため、社協広報紙などで活動を紹介していきます。また、学校等にも福祉教育の重要性を説明し、1つでも多くの学校等に申請してもらえるように働きかけていきます。

【最終目標】

すべての子どもが生涯を通して福祉活動に関心が持てる。

【基本目標の中の位置づけ】





17. まもリズム（センサーによる見守り）

【財源】介護保険収益 【活動の主体】社協

高齢者宅から常時発信される情報を離れて暮らす家族がスマートフォン等で確認できるセンサーの取り付けを推進します。

また、附帯のサービスとしてセンサーの取り付けを行った一人暮らしの高齢者等の鍵の預かりサービスもします。いざという時に家の鍵を開けて入ることができるように、スペアキーを預かり、緊急時には自宅に訪問することができます。

【2018年度(平成30年度)の現状】

取り付け件数0件 12月28日現在

【活動指標】

2019年	新規取り付け宅5件増
2020年	新規取り付け宅5件増
2021年	新規取り付け宅6件増
2022年	新規取り付け宅6件増
2023年	新規取り付け宅7件増

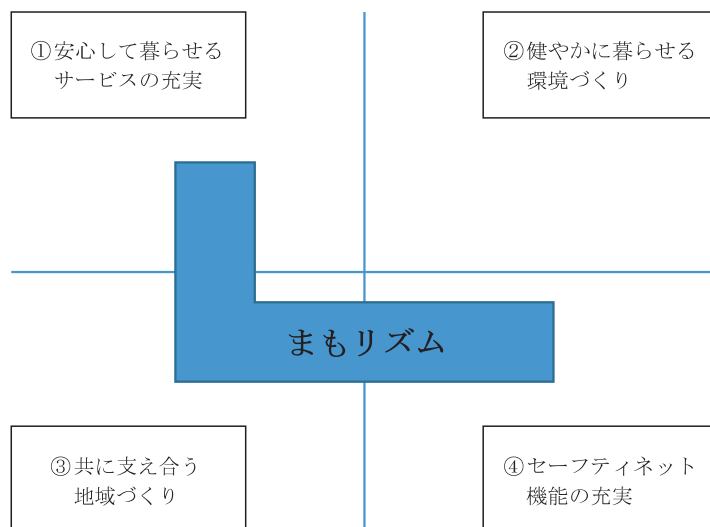
【今後の展開】

現在は鍵の預かりサービスの対応時間は平日8時30分から17時30分となっていますが、今後は夜間・休日に関係なく24時間体制で対応できることが望ましく、時間外でも駆けつけることができるよう検討していきます。

【最終目標】

すべての高齢者が在宅で安心して生活することができる。

【基本目標の中の位置づけ】





## 18. 病児保育おひさま

【財源】 補助金・介護保険収益 【活動の主体】 社協

保護者が就労等により、家庭で病気療養中の子ども（生後10ヶ月～小学校6年生）の保育が困難な場合に利用できます。保護者が安心して仕事ができる環境づくりを推進します。

また利用中の子どもの状況をメールで配信することで、これにより保護者は仕事をしても子どもの様子を知ることができます。

【2018年度(平成30年度)の現状】

登録児数61名 12月28日現在

【活動指標】

2019年	登録児数80名
2020年	登録児数100名
2021年	登録児数120名
2022年	登録児数118名
2023年	登録児数115名

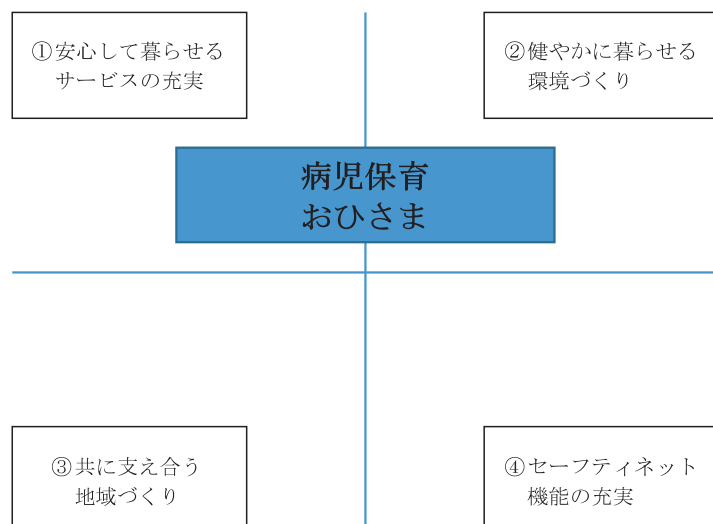
【今後の展開】

核家族で共働きの家庭が多くなっていますが、子どもの急な発熱などは保護者が対応しなければならず、仕事に支障をきたしていることもあります。そこで社協では学校や保育園と協力し、発熱などで早退しなければならない子どもを社協職員が学校まで迎えに行き、医療機関で受診し、保護者が仕事から帰ってくるまで病児保育施設で預かるシステムを、関係機関と連携し進めていきます。

【最終目標】

保護者が安心して子どもを預けることができ、就労する保護者を支える。

【基本目標の中の位置づけ】





## 19. ぬくもりの家（宅老所）

【財源】介護保険収益 【活動の主体】社協

日中独居になる要介護状態にない高齢者（要支援1は利用可能）が利用することができ、買い物等の外出や、小規模施設内での体操やレクリエーションを行い健康の維持や社会参加を図ります。

また、家族に代わって生活上の見守りもおこないます。

【2018年度(平成30年度)の現状】

登録者数 2名 12月28日現在

【活動指標】

2019年	年間登録者数5名
2020年	年間登録者数6名
2021年	年間登録者数7名
2022年	年間登録者数8名
2023年	年間登録者数9名

【今後の展開】

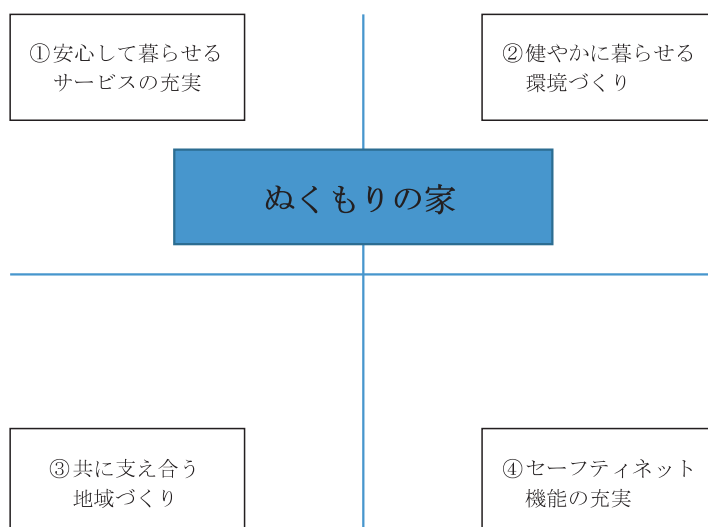
ボランティア等の協力を得て、小物作りや、外出など利用者が自分たちでやりたいことを決定し1日自由に過ごすことができるよう支援していきます。

また、ぬくもりの家を知らない住民も多いため、訪問相談や地域福祉懇談会などで積極的にPRしていきます。

【最終目標】

いつまでも健康を維持し要介護状態にならないようにする。

【基本目標の中の位置づけ】





## 20. 福祉車両貸出

【財源】社協会費 【活動の主体】社協

高齢者や障がい者等に車いすのまま乗降できる車の貸出をおこない、通院等の外出に使用してもらいます。

【2018年度(平成30年度)の現状】

貸出利用件数63件 4月～12月まで

【活動指標】

2019年	貸出利用件数	1年間120件
2020年	貸出利用件数	1年間130件
2021年	貸出利用件数	1年間132件
2022年	貸出利用件数	1年間134件
2023年	貸出利用件数	1年間136件

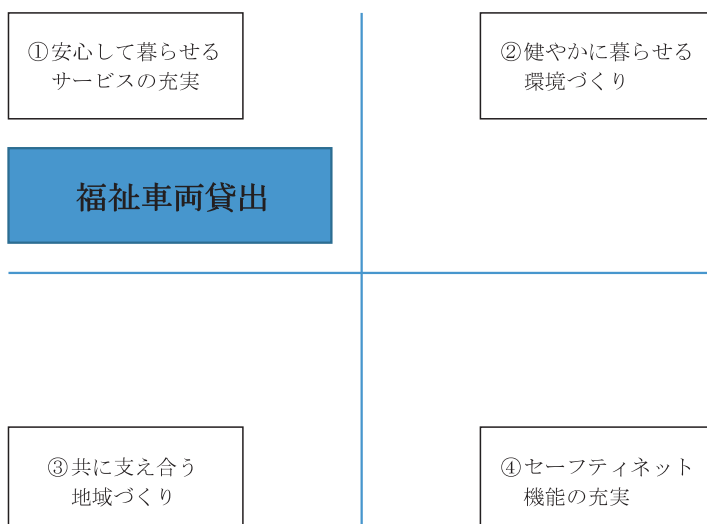
【今後の展開】

現在美山老人福祉センターにて福祉車両の貸出を行っています。2019年度(平成31年度)からは美山老人福祉センターに加え、高富のデイサービスセンターふれあい及び谷合のデイサービスセンターほほえみの送迎時間外を利用し、福祉車両の貸出をおこなっていきます。

【最終目標】

障がい等の有無に関わらず、いつまでも安心して在宅で生活ができる。

【基本目標の中の位置づけ】



## ◆用語集

### ※1 「2号の認定者」

介護保険の第2号被保険者の略称。第2号被保険者は40歳以上65歳未満の方です。原則として、介護サービスを受けることはできませんが、加齢と関係があり、要介護・要支援状態が原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病が理由で要介護状態になったときは受けることができます。

### ※2 「1号の認定者」

介護保険の第1号被保険者の略称。特に必要な条件等は存在せず、65歳になると自動的に介護保険の第1号被保険者となります。

### ※3 「ふくしまちづくり推進員」

自治会長から推薦された者に対し、社協から委嘱しています。活動内容は地域の見守り等をおこない、問題が発覚したら民生委員・児童委員や自治会長、社協などに繋がります。地域の方の一番身近な相談相手となります。

### ※4 「安心いきいき台帳」

自治会長や民生委員・児童委員等に持ってもらう台帳のことで、高齢者や障がい者等が自ら申請し、台帳に登録します。災害時の避難誘導の援助や見守り等に活用されます。

### ※5 「まめネット協議会」

いつまでも安心して暮らせる「福祉のまちづくり」をすすめることを目的として、自治会長や民生委員・児童委員等の地域住民が主体となり安心いきいき台帳の整備や見守りに取り組む組織です。

### ※6 「生涯学習」

これからのまちづくりには、市民自身が学び参画することが重要になります。そのため、生涯にわたり「楽しく」学ぶことが大切です。地区公民館等を活用した学習の場の可能性の提示や、定年後あるいは就労しながらのリカレント教育(主に社会人が大学等の教育機関を利用して学習すること。就業能力の向上や生活上の教養や豊かさのために、生涯自ら自己に適した手段で学習すること。)の推進など、自ら「楽しく」学ぶことを意図して、ここでは「楽習」と記載しています。

(第3次山県市地域福祉推進計画 第4章より引用)

#### ※7 「アウトリーチ型の相談」

「外へ (out) 手を伸ばす (reach)」という意味のアウトリーチは、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取り組みの意味です。困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多いです。アウトリーチ型の相談によって、地域で支援を必要とする状況にありながら専門的サービスに結びつきにくい者のもとに、専門家側が出向いて、相談・支援をおこないます。

#### ※8 「8050問題」

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されています。

## ◆資料編



## 山口市地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 山口市における地域福祉の推進のため、社会福祉法人山口市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の地域福祉の効率化、組織活動の発展を図り、誰もが安心して暮らすことができ、地域で支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進するために、山口市地域福祉活動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画の策定に関する事項
- (2) 活動計画の調査及び研究に関する事項
- (3) 活動計画の評価に関する事項
- (4) 活動計画の事業推進に関する事項
- (5) 全3号に掲げるもののほか、計画策定のために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 伊自良・高富・美山地域の連合自治会の代表
- (2) 伊自良・高富・美山地域の民生委員児童委員協議会の代表
- (3) 伊自良・高富・美山地域のボランティア団体の代表
- (4) 長寿会代表
- (5) PTA代表
- (6) 身体障がい者福祉協会代表
- (7) 行政関係機関の役職員
- (8) その他本会会長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、委嘱した日から翌年度末日までとする。ただし、以降は2年ごとの年の4月1日から翌々年の3月31日までとする。

4 委員を再任することができる。

5 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。

2 委員長は委員会を総理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は山口市社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り委員長が別に定める。

附 則

この規定は、平成30年8月21日から施行する。

この規定は、平成30年11月20日から施行する。

山縣市地域福祉活動計画策定・推進委員会委員名簿

名前	所属
◎ 田上 隆	高富地区連合自治会長
藤根 兼廣	美山地区連合自治会長
川島 政行	伊自良地区連合自治会長
土井 壽生	高富地区民生委員児童委員会会長
三島 雅春	美山地区民生委員児童委員会会長
○ 大沢 登美子	伊自良地区民生委員児童委員会会長
服部 すみ子	桔梗会代表（高富地区ボランティア団体）
○ 長尾 直子	いわざくらの会代表（美山地区ボランティア団体）
梅田 幸子	しゃくなげ代表（伊自良地区ボランティア団体）
山田 愛子	山縣市老人クラブ連合会代表
福川 友加里	山縣市 PTA 連合会代表
早川 修	身体がい害者福祉協会会長
桐山 藤夫	市役所福祉課課長
杉山 仁仕	社会福祉協議会事務局長

◎：会長      ○副会長

